

専任教員の新規授業及び非常勤講師の授業委嘱に関する申合せ

(昭和61年1月22日教授会承認)

- 1 教務委員会は、授業計画の立案に際し、本学専任教員が所属学科以外の科目（ただし、基礎教育科目及び教職科目を除く。）を担当する場合、人事選考委員会の審議を経てこれを学部教授会に提案する。

人事委員会は、担当予定者について審査の必要があると認めたときは、当該学科と協議の上、審査委員会を設ける。

- 2 教務委員会は、授業計画の立案に際し、非常勤講師に授業担当を依頼する必要がある場合、当該学科と協議の上、候補者の原案を作成し、これを学部教授会に提案する。

附 則

- 1 この申合せは、昭和61年1月22日から施行する。
- 2 非常勤講師及び新規授業料日の担当について（申し合わせ）（昭和44年12月3日）は廃止する。

附 則

この申合せは、平成7年10月25日から施行する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。